

藤沢市石名坂温水プール条例施行規則の廃止について
藤沢市石名坂温水プール条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

2025（令和7年）2月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 廃止する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2025年（令和7年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、規則を廃止する必要による。

藤沢市石名坂温水プール条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年2月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市石名坂温水プール条例施行規則を廃止する規則

藤沢市石名坂温水プール条例施行規則（昭和61年藤沢市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

改正

平成元年 4 月20日教育委員会規則第 2 号
平成 2 年 3 月20日教育委員会規則第 8 号
平成 2 年 6 月30日教育委員会規則第 2 号
平成13年 3 月30日教育委員会規則第14号
平成14年 1 月25日教育委員会規則第14号
平成14年11月 8 日教育委員会規則第 2 号
平成17年10月11日教育委員会規則第 3 号
平成18年 3 月22日教育委員会規則第11号
平成20年 3 月25日教育委員会規則第10号
平成23年 3 月28日教育委員会規則第 5 号
平成28年 3 月31日教育委員会規則第10号

藤沢市石名坂温水プール条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、藤沢市石名坂温水プール条例（昭和61年 6 月藤沢市条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び供用時間)

第 2 条 石名坂温水プール（条例第 3 条第 4 号に規定する自動車駐車場を除く。）の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第 3 条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は翌日）
- (2) 休日の翌日（当日が土曜日又は日曜日若しくは休日に当たる場合は除く。）
- (3) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び12月28日から同月31日まで

2 石名坂温水プール（以下「施設」という。）の供用時間は、利用施設の区分に応じ次のとおりとする。

- (1) プール 午前 9 時30分から午後 8 時まで
- (2) 多目的ホール 午前 9 時から午後 9 時まで
- (3) 和室 午前 9 時から午後 9 時まで

- (4) 会議室 午前9時から午後9時まで
- (5) 浴室 午前10時から午後3時まで
- (6) 自動車駐車場 午前0時から午後12時まで

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会又は指定管理者（条例第9条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、休館日に開館し、若しくは開館日に休館し、又は供用時間を変更することができる。ただし、指定管理者にあつては、教育委員会の承認を得なければならない。

（利用料金の納付方法）

第3条 条例第5条第1項の規定による利用料金の納付は、自動券売機によりプール利用券又は回数券を購入することによつて行うものとする。

（回数券）

第3条の2 条例第5条第3項に規定する回数券の様式は、別記様式による。

（利用料金の減免手続等）

第4条 条例第7条の規定により減額するプールの利用料金の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1) 市が共催する行事等のために使用する場合 5割
- (2) この市の区域内に居住している60歳以上の者が使用する場合 2割
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認められた場合
その都度教育委員会が定める割合

2 条例第7条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 教育委員会又は市が使用する場合
- (2) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等に使用する場合
- (3) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者
 - イ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定により特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている者

オ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証（原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。）の交付を受けている者

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

（4）前3号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合（指定管理者にあつては、教育委員会の承認を必要とする。）

3 条例第7条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、利用料金の減額又は免除を受けようとする者が、第1項第2号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を、第2項第3号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

5 指定管理者は、第3項又は前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、第3項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知書により、前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。

（占用団体の登録等）

第5条 利用設備（プール、多目的ホール、和室及び会議室をいう。以下同じ。）を一定時間独占して利用（以下「占用」という。）しようとする団体はあらかじめ、占用団体登録申請書により申請して、教育委員会の登録を受けなければならない。

2 前項の規定による登録は、次の各号の一に該当する団体に限り行うものとする。

（1）市内の自治会、町内会その他の公共的団体

（2）その他教育委員会が認める団体

（占用の申し込み及び承認）

第6条 前条第1項の規定による登録を受けた団体が利用設備を占有しようとする場合は、利用設備の区分に応じ、次の各号に定める期間内に指定管理者に申し込みをし、その承認を得なければならない。

(1) プール 利用日の2月前から1月前まで

(2) 多目的ホール、和室、会議室 利用日の2月前から前日まで

2 前項の承認は、一般の利用に支障のない範囲内で行うものとする。

(利用者の遵守事項)

第7条 施設の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設内で営業行為をしないこと。

(2) 定められた場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。

(3) 施設に危険若しくは不潔な物品又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。

(4) 指定管理者の指示に従うこと。

(駐車場の使用の方法)

第8条 自動車駐車場の入場及び出場の取り扱いをする日時、その他の自動車駐車場の使用に係る事項は、教育委員会が別に定める。

(書類の様式)

第9条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和61年10月30日から施行する。

附 則（平成元年教委規則第2号）

この規則は、平成元年5月1日から施行する。

附 則（平成2年教委規則第8号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年教委規則第2号）

この規則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第14号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第14号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、この規則の施行の日以後に受けた使用の許可に係る藤沢市石名坂温水プールのプールの使用料について適用し、同日前に受けた使用の許可に係る藤沢市石名坂温水プールのプールの使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第11号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成20年教委規則第10号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第4条第2項に1号を加える改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教委規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式 (第3条の2関係)
別記様式(第3条の2関係)

(表)

藤 沢 市 ス ポ ー ツ 施 設 回 数 券	
(販売価格	円券 円)
(指定管理者名)	

(裏)

[注意事項]